

公立大学法人大阪の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する 大阪府市規約（案）《概要》

本規約は、地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人大阪の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する必要な事項について設立団体が定めるもの。

制定にあたっては、地方独立行政法人法第 123 条第 2 項の規定により、設立団体が協議して定める。

< 主な内容 >

○業務運営に関する事項

業務方法書の記載事項、年度計画の記載事項、中期計画の認可申請など

○財務及び会計に関する事項

財務諸表に係る書類、会計監査報告の作成、積立金の処分に係る承認の手続など

○人事管理に関する事項

内部組織、管理又は監督の地位

【 参 考 】

○地方独立行政法人法

（設立団体が 2 以上である場合の特例）

第123条 設立団体が 2 以上である地方独立行政法人に係る第14条第 1 項及び第 2 項、第17条第 2 項から第 3 項まで（これらの規定を第76条において準用する場合を含む。）、・・・（中略）・・・
第122条第 1 項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が 2 以上である場合において、第 6 条第 4 項、第13条第 4 項後段・・・（中略）・・・
第87条の20第 4 項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。